

秋田市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年12月2日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護たくりょう	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和7年10月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
河辺荘通所介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	令和7年10月31日
稲庭クリニック通所リハビリテーションセンター	秋田市南通亀の町2番21号	令和7年9月30日
かがや薬局	秋田市川元開和町1番5号	令和7年10月23日
ヒロコーポレーション調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15号	令和7年6月30日

3 変更

事業所名称	所在 地		変更年月日
訪問看護ステーションおんぶ	旧	秋田市土崎港北一丁目13番43号	令和7年10月10日
	新	秋田市飯島新町三丁目12番6号	